

四十二 第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前				
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)				
65の3-4					65の3-4				
<b>別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</b>									
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
① .....	(イ) .....	.....	.....	.....	① .....	(イ) .....	.....	.....	.....
	(ロ) .....					(ロ) .....			
	A .....					A .....			
	..... (当該 事業の施 行が <u>大都</u> <u>市地域住</u> <u>宅等供給</u> <u>促進法第</u> <u>4条第1</u> <u>項第2号</u> .....					..... (当該 事業の施 行が <u>大都</u> <u>市地域住</u> <u>宅等供給</u> <u>促進法第</u> <u>3条の6</u> <u>第1項第</u> <u>2号</u> .....			
	B .....					B .....			

四十三 第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
	(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)
65の4-14 削除	<p>65の4-14 措置法第65条の4第1項第12号口に規定する事業が措置法令第39条の5第20項第2号口又はハに規定する要件に該当するかどうかの判定については、次のことは次による。</p> <p>(1) 同号口に規定する土地の面積の合計が1ヘクタール以上であるかどうかは、一の同意基本構想（措置法第65条の4第1項第12号口に規定する同意基本構想をいう。以下同じ。）において特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業が2以上あるときは、その全部の事業により設置される特定商業集積（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第3条第1項に規定する特定商業集積をいう。）を構成する施設の用に供される土地の面積の合計による。</p> <p>(2) 措置法令第39条の5第20項第2号ハに規定する同意基本構想に係る事業が連携集積活性化事業資金の貸付けを受けて行われるものであるかどうかは、一の同意基本構想において特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業が2以上あるときは、当該事業の全部又は当該事業のうちいずれかの事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げる業務（同項第3号口又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。）に係る資金の貸付けを受けて行われるものであるかどうかによる。</p>
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65の4-17 .....	(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65の4-17 .....

改 正 後					改 正 前				
別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑨ 地方公共団体又は <u>中心市街地の活性化</u> に関する法律(以下本表において「 <u>中心市街地活性化法</u> 」といふ。)第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構(※)が同法第16条第1項に規定する <u>中心市街地の整備</u> のために同法第12条第1項に規定する認定基本計画の内容に則して行う公用施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で次に掲げるものの用に供するために、	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... 当該 <u>中心市街地活性化法</u> 第51条第1項.....	..... <u>民法第34条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に</u>	※ <u>民法第34条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に</u>	⑨ 地方公共団体又は <u>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進</u> に関する法律(以下本表において「 <u>中心市街地整備改善活性化法</u> 」といふ。)第10条第1項に規定する中心市街地整備推進機構が <u>中心市街地整備改善活性化法</u> 第7条第1項に規定する特定中心市街地の整備のために中心市街地整備改善活性化法第6条第1項に規定する <u>基本計画</u> の内容に則して行う公用施設若しくは公用	..... 当該 <u>中心市街地整備改善活性化法</u> 第10条第1項.....	..... 当該 <u>中心市街地整備改善活性化法</u> 第10条第1項.....	..... 当該 <u>中心市街地整備改善活性化法</u> 第10条第1項.....	..... 当該 <u>中心市街地整備改善活性化法</u> 第10条第1項.....

認定中心市街地の 区域内にある土地 等が、これらの者 に買い取られる場 合		<u>帰属する旨の 定めがるもの に限る。</u>		
(イ) .....				
(ロ) .....				
(ハ) .....				

(廢止)

(12の2) <u>特定商業集 積の整備の促進</u> <u>に関する特別措 置法</u> （以下「 <u>特 定商 業集 積整 備促 進法</u> 」とい う。）	(イ) <u>買取りをす る者が特定商 業集積整備促 進法第5条第 5項第2号に 掲げる認定を 第7条に規定す る同意基本構想 に係る同法第3 条第1項に規定 する特定商業集 積を構成する施 設を設置する事 業（特定法人（※</u>	<u>経済産業大 臣</u>	<u>措置法65 条の4 1項12号 口 措置法規 則22条の 5　1項 15号</u>	<u>※1　「特定法 人」とは、特定 商業集積整備 促進法第5条 第5項第2号 に掲げる認定 を受けた法人 のうち、次に掲 げるものをい う。</u>
				(1) <u>地方公共 団体の出資</u> <u>に係る法人</u> <u>のうち、次に</u>

改 正 後	改 正 前	掲げる要件
	<p>1) が特定商業集 積整備促進法第5 条第5項第2号に 規定する特定施設 とともに特定商業 集積を構成する施 設を設置する事業 に限る。) で次の 要件を満たすもの の用に供するため に当該特定法人に 買い取られる場合 (イ) 当該事業に係 る同意基本構想 が都市計画その 他の土地利用に 関する国又は地 方公共団体の計 画に適合するも のであること。</p> <p>(ロ) 当該同意基本 構想に係る事業 により設置され る特定商業集積 を構成する施設 の用に供される 土地の面積の合 計が1ヘクター</p> <p>(ア) 当該事業 が同意基本構 想の内容に適 合するもので ある旨及び當 該土地等の買 取りをする者 が特定法人に 該当する旨を 証する書類並 びに当該事業 が左欄の(イ)か ら(ロ)までの要 件を満たすも のであること につき証明し た書面</p> <p>(ハ) 当該土地 等を当該事業 の用に供する ために買い取 ったものであ る旨を証する 書類</p>	<p>を証する書類</p> <p>都道府県知 事</p> <p>を満たすも の イ 当該法 人の発行 済株式の 総数又は 出資金額 の3分の 2以上が 地方公共 団体、独立 行政法人 中小企業 基盤整備 機構又は 日本政策 投資銀行 により所 有され又 は出資を されてい ること。 ロ 当該法 人の株主 又は出資 者の3分 の2以上</p>

ル以上であるこ  
と。

(イ) 当該同意基本  
構想に係る事業  
が連携集積活性  
化事業資金の貸  
付けを受けて行  
われるものであ  
ること。

(ロ) その他の要件  
(※2)

が中小小  
売商業者  
等又は商  
店街振興  
組合等で  
あること。

ハ その有  
する当該  
法人の株  
式の総数  
又は出資  
の金額の  
合計額の  
最も多い

株主等が  
地方公共  
団体、独立  
行政法人  
中小企業  
基盤整備  
機構、中小  
小売商業  
者等又は  
商店街振  
興組合等  
のいずれ  
かである  
こと。

(2) 民法第34

改	正	後	改	正	前
					<p><u>条の規定に</u>  <u>より設立さ</u>  <u>れた法人の</u>  <u>うち、次に掲</u>  <u>げる要件の</u>  <u>いづれかを</u>  <u>満たすもの。</u></p> <p>イ 拠出を された金 額の 3 分 の 1 を超 える金額 が 2 以上 の地方公 共団体に より拠出 されてい ること。</p> <p>ロ 拠出を された金 額の 4 分 の 1 以上 の金額が 一の地方 公共団体 により拠 出をされ ているこ</p>

と。

※ 2 その他の

要件は次のと

おりである。

(1) 当該同意

基本構想に

係る事業に

より新たに

設置される

特定商業集

積を構成す

る施設の用

に供される

土地の面積

と当該施設

の床面積と

の合計面積

(当該施設

の建築面積

を除く。)に

占める売場

面積の割合

が2分の1

以下である

こと。

(2) 当該同意

基本構想に

係る事業に

より新たに

改	正	後	改	正	前
(12の2) 中心市街地活性化法第41条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく同法第7条第7項に規定する……(当該事業が中心市街地活性化法第7条第7項に規定する)。	(イ) ……(当該事業が中心市街地活性化法第7条第7項に規定する)。	措置法65の4 1項 15号	※1 「特定法の4 1人」とは認定特定民間中心市街地活性化事業計画(当該事業に係るものに限る。)に係る中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人(同法第7条)		設置される特定商業集積整備促進法第3条第3項に規定する商業施設をその者の営む事業の用に供する中小売商業者等の数が20以上であること。
(12の3) 中心市街地活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業街地整備改善活性化法第4条第5項に規定する……(当該事業が中心市街地活性化法第7条第1項に規定する)。	(イ) ……(当該事業が中心市街地活性化法第7条第1項に規定する)。	措置法65の4 1項 16号	※1 「特定法の4 1人」とは認定中大小売商業高度化事業計画(当該事業に係るものに限る。)に係る中心市街地整備改善活性化法第4条第5項に規定する……(当該事業が中心市街地活性化法第7条第1項に規定する)。		

<p>7項第3号若しくは第4号に定める事業又は同項第7号に定める事業……</p>	<p>第7項第7号</p>	<p>第4条第5項第3号若しくは第4号に定める事業又は同項第7号に定める事業</p>	<p>第5項第7号</p>
<p>A 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第1号に定める事業当該事業を行う中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者…… (当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。) 及び当</p>	<p>(1) 地方公共団体の出資に係る<u>中心市街地活性化法第7条第7項第7号</u>……</p> <p>(2) <u>中心市街地活性化法第7条第7項第7号</u>……</p> <p>※2 <u>中心市街地活性化法第7条第7項第3号又は第4号</u>……</p> <p>※3 ..... (1) <u>認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条</u></p>	<p>A 認定中小売商業高度化事業計画に基づく<u>中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第1号</u>に定める事業当該事業を行う<u>中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号</u>……</p> <p>※2 <u>中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第3号</u>又は第4号……</p> <p>※3 ..... (1) <u>認定中小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条</u></p>	<p>.....</p> <p>(1) 地方公共団体の出資に係る<u>中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号</u>……</p> <p>(2) <u>中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号</u>……</p> <p>※2 <u>中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第3号</u>又は第4号……</p> <p>※3 ..... (1) <u>認定中小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条</u></p>

改	正	後	改	正	前
該認定特定民 間中心市街地 活性化事業計 画に基づく事 業……			第 7 項第 1 号又は第 2 号…… (2) 認定特定 民間中心市 街地活性化 事業計画に に基づく中心 市街地活性 化法第 7 条 第 7 項第 2 号から第 4 号まで又は 第 7 号…… (3) 認定特定 民間中心市 街地活性化 事業計画に に基づく中心 市街地活性 化法第 7 条 第 7 項第 7 号……	中小壳商業 高度化事業計 画に基づく事 業…… B 認定中小 壳商業高度化 事業計画に基 づく中心市街 地整備改善活 性化法第 4 条 第 5 項第 2 号から第 4 号 まで又は第 7 号…… C 認定中小 壳商業高度化 事業計画に基 づく中心市街 地整備改善活 性化法第 4 条 第 5 項第 7 号……	条第 5 項第 1 号又は第 2 号…… (2) 認定中小 壳商業高度化 事業計画に基 づく中心市街 地整備改善活 性化法第 4 条第 5 項第 2 号から第 4 号まで又 は第 7 号… … (3) 認定中小 壳商業高度化 事業計画に基 づく中心市街 地整備改善活 性化法第 4 条第 5 項第 7 号……
B 認定特定民 間中心市街地 活性化事業計 画に基づく中 心市街地活性 化法第 7 条第 7 項第 2 号か ら第 4 号まで に定める事業 ……					
C 認定特定民 間中心市街地 活性化事業計 画に基づく中 心市街地活性 化法第 7 条第 7 項第 7 号に 定める事業 当該事業を行 う認定特定民 間中心市街地 活性化事業者 である法人…					

…（当該認定 特定民間中心 市街地活性化 事業計画の区 域内の存する ものに限る。） 並びに当該認 定特定民間中 心市街地活性 化事業計画に 基づく事業… … (イ) .....					(当該認定中 小小売商業高 度化事業計画 の区域内の存 するものに限 る。）並びに 当該認定中小 小売商業高度 化事業計画に 基づく事業… … (イ) .....			
(12の3) .....			措置法65 条の4 1項12号 ハ 措置法規 則22条の 5 1項 16号		(12の4) .....			措置法65 条の4 1項12号 二 措置法規 則22条の 5 1項 17号
(13) .....			措置法規 則22条の 5 1項 17号		(13) .....			措置法規 則22条の 5 1項 18号
(14) .....			措置法規 則22条の		(14) .....			措置法規 則22条の

改 正 後				改 正 前			
(15) .....	.....	.....	5 1 項 18号  措置法規 則22条の 5 1 項 19号	(15) .....	.....	.....	5 1 項 19号  措置法規 則22条の 5 1 項 20号
(16) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 20号	(16) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 21号
(17) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 21号	(17) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 22号
(18) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 22号	(18) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 23号
(19) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 23号イ	(19) .....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 24号イ

(19の②) 中心市街地活性化法第16条第1項に規定する土地整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第39条第1項……中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者移動等円滑化法第39条第1項……（当該土地等の譲渡が高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあっては、当該保留地の上に設置される特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第2条第6号に規定する特定旅客施設をいう。）、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第2	当該土地等につき中心市街地活性化法第16条第1項に規定する土地整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第39条第1項……（当該土地等の譲渡が高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあっては、当該保留地の上に設置される特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第2条第6号に規定する特定旅客施設をいう。）、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第2	措置法規第22条の5 1項23号口	※……………高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する公共交通事業者等（同法第2条第4号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者……	(19の②) 中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する土地整理事業、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者等移動円滑化法」という。）第13条第1項……中心市街地整備改善活性化法第7条第1項の保留地に対応する部分の譲渡が高齢者等移動円滑化法第13条第1項の保留地に設定される特定旅客施設、一般交通用施設又は公共交通機関の設置をする者……	当該土地等につき中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する土地整理事業、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者等移動円滑化法」という。）第13条第1項の保留地に対応する部分の譲渡が高齢者等移動円滑化法第13条第1項の保留地に設定される特定旅客施設、一般交通用施設又は公共交通機関の設置をする者……	措置法規第22条の5 1項24号口	※……………高齢者等移動円滑化法第13条第1項に規定する公共交通事業者等（同法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる者……
---	--	-------------------	---	--	--	-------------------	--

改	正	後	改	正	前
<p>条第21号口に規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号に規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。)</p> <p>又は公用施設(高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の設置をする者……</p>					
(20) .....			措置法規 則22条の 5 1 項 24号		措置法規 則22条の 5 1 項 25号

②			<u>措置法規</u> 則22条の 5 1項 <u>25号</u>	
②			<u>措置法規</u> 則22条の 5 1項 <u>26号</u>	
②			<u>措置法規</u> 則22条の 5 1項 <u>27号</u>	
②			<u>措置法規</u> 則22条の 5 1項 <u>28号</u>	
②			<u>措置法規</u> 則22条の 5 1項 <u>29号</u>	

#### 四十四 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改	正	後	改	正	前
(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)			(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)		
65の7(1)-22 .....			65の7(1)-22 .....		
<u>同表の第16号の上欄</u> .....			<u>同表の第22号の上欄</u> .....		
(注) .....			(注) .....		
..... <u>措置法令第39条の7第38項各号</u> .....			..... <u>措置法令第39条の7第37項各号</u> .....		

改 正 後	改 正 前
65 の 7(1)−25 削除	(市街地整備計画を有している地域)  65 の 7(1)−25 措置法令第 39 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する「地方公共団体が都市計画その他市街地の整備の見地から同号に規定する用途地域に係る用途の区分により市街地を整備する計画を有している地域」とは、地方公共団体が市街地整備計画を決定している地域とし、当該市街地整備計画とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の区分の例により区分された土地の利用に関する計画をいい、市町村が決定するものにあっては、都道府県知事との協議を了しているものとする。
(建築面積等の意義)  65 の 7(1)−26 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 11 号	(建築面積等の意義)  65 の 7(1)−26 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 13 号
(土地の有効利用のための買換え)  65 の 7(1)−28 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 11 号 (注) .....	(土地の有効利用のための買換え)  65 の 7(1)−28 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 13 号 (注) .....
(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)  65 の 7(1)−29 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 14 号 (注) .....	(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)  65 の 7(1)−29 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 16 号 (注) .....
(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)  65 の 7(1)−30 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 14 号	(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)  65 の 7(1)−30 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 16 号
(船舶の範囲)	(船舶の範囲)

65 の 7(1)-31 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 18 号

(日本船舶の意義)

65 の 7(1)-32 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 18 号

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65 の 7(1)-37

措置法令第 39 条の 7 第 22 項

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(買換取得資産等の取得の日)

65 の 7(1)-38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄

措置法令第 39 条の 7 第 38 項各号

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

65 の 7(1)-39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号

...

(1) .....

(2) .....

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

65 の 7(1)-40

措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号

65 の 7(1)-31 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 24 号

(日本船舶の意義)

65 の 7(1)-32 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 24 号

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65 の 7(1)-37

措置法令第 39 条の 7 第 21 項

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(買換取得資産等の取得の日)

65 の 7(1)-38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 22 号の上欄

措置法令第 39 条の 7 第 37 項各号

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

65 の 7(1)-39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 22 号

...

(1) .....

(2) .....

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

65 の 7(1)-40

措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 22 号

改 正	後	改 正	前
.....	.....	.....	.....
(1) .....	.....同項の表の第1号又は <u>第16号</u> の上欄.....	(1) .....	.....同項の表の第1号又は <u>第22号</u> の上欄.....
(2) .....	.....	(2) .....	.....
(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)		(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)	
65 の 7(1)-41 .....	.....措置法第65条の7第1項の表の第1号又は <u>第16号</u> の上欄.....	65 の 7(1)-41 .....	.....措置法第65条の7第1項の表の第1号又は <u>第22号</u> の上欄.....
.....	.....	.....	.....
(差益割合の計算)		(差益割合の計算)	
65 の 7(3)-1 .....	.....	65 の 7(3)-1 .....	.....
(1) .....	.....	(1) .....	.....
(2) .....	.....	(2) .....	.....
(3) .....	.....	(3) .....	.....
(注) .....	.....措置法令第39条の7第41項.....同条第36項.....	(注) .....	.....措置法令第39条の7第40項.....同条第35項.....
.....	.....	.....	.....
(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)		(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)	
65 の 7(3)-2 .....	.....措置法第65条の7第1項の表の第1号から <u>第16号</u> まで.....	65 の 7(3)-2 .....	.....措置法第65条の7第1項の表の第1号から <u>第22号</u> まで.....
.....	.....	.....	.....
(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)		(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)	

65 の 7(3)-12 .....

.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで及び第 43 条から第 48 条まで.....

(1) .....

(2) .....

(ⅱ) 1 .....

2 .....中心市街地優良賃貸住宅.....

.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

65 の 7(3)-13 .....

.....第 43 条から第 45 条の 2 まで.....

(取得指定期間の認定)

65 の 7(4)-1 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

65 の 7(4)-2 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....

(1) .....

65 の 7(3)-12 .....

.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで、第 43 条から第 44 条の 4 まで及び第 44 条の 6 から第 48 条まで.....

(1) .....

(2) .....

(ⅱ) 1 .....

2 .....特定優良賃貸住宅.....

.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅.....  
.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

65 の 7(3)-13 .....

.....第 43 条から第 44 条の 4 まで、第 44 条の 6 から第 45 条の 2 まで.....

(取得指定期間の認定)

65 の 7(4)-1 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

65 の 7(4)-2 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....

(1) .....

改 正 後				改 正 前			
(2) .....				(2) .....			
(3) .....				(3) .....			
(取得指定期間の再延長)				(取得指定期間の再延長)			
65 の 7(4)-3 .....				65 の 7(4)-3 .....			
.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....				.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....			
(特別勘定を設定した場合の取得資産)				(特別勘定を設定した場合の取得資産)			
65 の 7(4)-7 .....				65 の 7(4)-7 .....			
(1) 措置法第 65 条の 8 第 16 項又は第 68 条の 79 第 17 項.....				(1) 措置法第 65 条の 8 第 15 項又は第 68 条の 79 第 15 項.....			
(2) .....				(2) .....			
(取得をする見込みである資産に係る書類)				(取得をする見込みである資産に係る書類)			
65 の 7(4)-8 .....				65 の 7(4)-8 .....			
付 表							
特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書							
譲渡資産の明細	種類	1	事業年度	・・	法人名		
所在地	2		特別勘定金額の計算	特別勘定として経理した金額	5		
規模	3			繰入限度超過額	6		
譲渡年月日	4	年 月 日		特別勘定金額 (5) - (6)	7		

措置法第65条の7 第1項の表の 該当号	8	措置法 第号該当	措置法 第号該当	措置法 第号該当
取 得 予 定 資 産 の 明 細	種 類 構 造 所 在 地 規 模 取 得 予 定 年 月 日	9 10 11 12 13	年 月 日	年 月 日

その他参考となるべき事項

措置法第65条の7 第1項の表又は震災特 例法第20条第1項の 表の該当号	8	措置法 第号該当 震災特例法 第号該当	措置法 第号該当 震災特例法 第号該当	措置法 第号該当 震災特例法 第号該当
取 得 予 定 資 産 の 明 細	種 類 構 造 所 在 地 規 模 取 得 予 定 年 月 日	9 10 11 12 13	年 月 日	年 月 日

その他参考となるべき事項

**特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の****取得予定資産の明細書の記載の仕方**

- 1 この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである買換資産を届け出る場合に使用します。

- 2 .....
- 3 .....
- 4 .....

**特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の****取得予定資産の明細書の記載の仕方**

- 1 この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである買換資産を届け出る場合に使用します。

- 2 .....
- 3 .....
- 4 .....

改 正 後	改 正 前
5 「措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の該当号 8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている表の該当番号を記載します。	5 「措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の該当号 8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている <u>それぞれの法律の区分に応じた</u> 表の該当番号を記載します。
6 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。 (1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の <u>第 18 号</u> の下欄に掲げる資産（船舶）については、「構造 10」、「所在地 11」及び「規模 12」欄を記載する必要はありません。 (2) ..... (3) ..... (4) .....	6 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。 (1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の <u>第 24 号</u> の下欄に掲げる資産（船舶）については、「構造 10」、「所在地 11」及び「規模 12」欄を記載する必要はありません。 (2) ..... (3) ..... (4) .....
7 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第 65 条の 7 《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。  (特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定) 65 の 7(4)-9 措置法第 65 条の 8 第 10 項及び第 11 項.....  (法第 50 条との選択適用) 65 の 7(5)-1 ..... .....措置法令第 39 条の 7 第 58 項.....	7 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第 65 条の 7 又は震災特例法第 20 条《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用に關し参考となるべき事項を記載します。  (特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定) 65 の 7(4)-9 措置法第 65 条の 8 第 10 項.....  (法第 50 条との選択適用) 65 の 7(5)-1 ..... .....措置法令第 39 条の 7 第 56 項.....